

資料提供
令和7年12月4日
課名:産業廃棄物対策課
担当:波谷
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社渡辺工業所に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 (住所)	株式会社渡辺工業所 代表取締役 大崎 五月 (広島県尾道市栗原西一丁目 10番 22号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03406071844号 許可年月日：令和2年8月25日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和7年12月4日
処分理由	同社の株主は、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6及び第198条の規定に違反したことにより、広島地方裁判所において、令和6年10月5日に懲役1年6月執行猶予3年の刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する者として、法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。